

# 令和6年第3回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

## 令和6年第3回港区議会定例会提出予定案件一覧

### 区長報告2件

区長報告第10号	専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）	1
区長報告第11号	専決処分について（五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更）	2

### 議案25件

議案第58号	港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例	3
議案第59号	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	4
議案第60号	港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）	5
議案第61号	港区国民健康保険条例の一部を改正する条例	6
議案第62号	港区青少年問題協議会条例を廃止する条例	7
議案第63号	令和6年度港区一般会計補正予算（第3号）	8
議案第64号	令和6年度港区介護保険会計補正予算（第1号）	8
議案第65号	令和5年度港区一般会計歳入歳出決算	8
議案第66号	令和5年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算	8
議案第67号	令和5年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算	8
議案第68号	令和5年度港区介護保険会計歳入歳出決算	8
議案第69号	工事請負契約の承認について（東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事）	9
議案第70号	工事請負契約の承認について（竹芝橋改修工事）	10
議案第71号	工事請負契約の承認について（港区役所庁舎無停電電源設備等改修工事）	11
議案第72号	物品の購入について（福祉総合システム用ソフトウェア）	12
議案第73号	物品の購入について（福祉避難所用間仕切りテント等）	13
議案第74号	指定管理者の指定について（港区立本芝公園等）	14
議案第75号	指定管理者の指定について（港区立亀塚公園等）	15
議案第76号	指定管理者の指定について（港区立伝統文化交流館）	16
議案第77号	指定管理者の指定について（港区立介護予防総合センター）	17
議案第78号	指定管理者の指定について（港区立しばうら保育園等）	18
議案第79号	指定管理者の指定について（港区立麻布子ども中高生プラザ）	19
議案第80号	指定管理者の指定について（港区立障害者グループホーム南青山）	20

議案第81号	指定管理者の指定について（港区立箱根ニコニコ高原学園）・・・	21
議案第82号	指定管理者の指定について（港区立みなと科学館）・・・・・・・・	22

(参考)

		区長報告	2件
専決 処分	2件	内訳 工事請負契約の変更	2件
		議案	25件
条例	5件	内訳 新規制定 一部改正 廃止	1件 3件 1件
予算	2件	内訳 令和6年度補正予算	2件
決算	4件	内訳 令和5年度歳入歳出決算	4件
その他	14件	内訳 工事請負契約の承認 物品の購入 指定管理者の指定	3件 2件 9件

## 令和6年第3回港区議会定例会提出予定案件（概要）

### 区長報告第10号

【総務部契約管財課】

### 専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

#### 【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年7月29日

#### 【変更内容】

- 契約金額 37億5,133万2,090円  
→ 39億122万9,090円  
(1億4,989万7,000円増額します。)

#### 【変更理由】

昇降機設備工事単独で専任の監理技術者等を配置できないことにより入札が不調になることが想定されることから、昇降機設備工事を新築工事に含めることとしたため

#### 【契約の相手方】

港区虎ノ門四丁目3番13号

- 日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体  
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店  
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店  
(構成員) 谷沢建設株式会社

- 当初契約を議決した議会  
令和4年第4回定例会
- 契約変更を報告した議会  
令和6年第1回定例会

#### 【工事場所】



専決処分について（五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更）

本件は、<sup>ごのはし</sup>五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年8月8日

【変更内容】

- 工期 契約締結の日の翌日から令和7年2月13日まで  
→ 契約締結の日の翌日から令和7年4月30日まで

【変更理由】

五之橋架設工事の下部工の工期を延長したことに伴い、上部工の工期を変更する必要があるため

【契約の相手方】

千代田区神田神保町一丁目13番8号  
矢田工業株式会社東京支店

- 当初契約を議決した議会  
令和5年第3回定例会

【工事場所】



## 港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

本案は、障害者グループホーム高浜を新たに設置するものです。

## 【条例改正の背景】

カナルサイド高浜の建替工事については、令和7年10月の竣工に向け、令和2年7月から工事を実施しています。6階には障害者グループホームを整備し、令和8年1月1日に開設を予定しています。この障害者グループホームの名称、位置及び定員を定めるため、条例を改正します。

## 【条例改正の内容】

施設の名称、位置及び定員を定めます。

名 称	港区立障害者グループホーム高浜
位 置	港区芝浦四丁目3番28号
定 員	知的障害者 6人

## 【施行期日】

区規則で定める日（令和8年1月1日予定）

## 【位置図】



## 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、保育士等の配置の基準を変更するものです。

## 【省令等改正の背景】

安心して子どもを預けられる体制整備のため、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等について、保育士等の配置の改善を図る改正が行われました。これにより、子どもの人数に応じて必要となる保育士等の配置の基準が、満3歳児については20対1から15対1に、満4歳以上児については30対1から25対1に変更されました。

## 【条例改正の内容】

国の基準変更を踏まえ、以下のとおり保育士等の配置の基準を改めます。

- ・満3歳児について、20対1から15対1に変更
- ・満4歳以上児について、30対1から25対1に変更

## 【施行期日】

令和7年4月1日

## 【改正する条例一覧】

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
3	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
4	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

子どもの権利擁護等をより一層推進するとともに、一時保護の質を担保するため、児童福祉法が改正され、児童相談所を設置する自治体における一時保護施設の設備及び運営については、条例により基準を定めることとされました。これを踏まえ、区の一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

【条例の主な内容】

- ①児童の権利擁護に関する事項について定めます。
- ②設備の基準について定めます。
- ③職員配置基準に関する事項について定めます。
- ④施設に配置する管理者及び指導教育担当職員に関する事項について定めます。
- ⑤衛生管理に関する事項について定めます。
- ⑥児童の教育に関する事項について定めます。

【施行期日】

公布の日



## 港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、「国民健康保険法」の一部改正に伴い被保険者証の交付等に関する規定を削除するほか、急患等の被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間を改めるものです。

## 【条例改正の背景】

国民健康保険法の一部改正を含む行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の健康保険証の発行は、令和6年12月2日に終了し、マイナンバーカードでの健康保険証の利用を基本とした仕組みに移行されます。

また、急患等として医療機関等を受診した国民健康保険の被保険者に係る保険料の徴収猶予の期間を最長で1年間とする取扱いが国から示されました。

これらを踏まえ、条例を改正します。

## 【条例改正の内容】

- ①国民健康保険の被保険者証の交付等に関する規定を削除します。
- ②国民健康保険の保険料の納付義務者のうち、急患等として医療機関等を受診したものについて、最長1年間（※現行は、最長6か月間）保険料を徴収猶予することができることとします。
- ③その他規定の整備

## 【施行期日】

- ①及び③については、令和6年12月2日
- ②については、公布の日

## 港区青少年問題協議会条例を廃止する条例

本案は、港区青少年問題協議会を廃止するものです。

## 【条例廃止の背景】

港区青少年問題協議会（以下「協議会」といいます。）は、毎年度、港区青少年健全育成活動方針を策定し、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ってきましたが、青少年健全育成活動方針については、今年度策定予定の「（仮称）港区こども計画（令和7年度～令和11年度）」に内容を継承することで、より計画的に進捗確認及び評価される取組に発展させていくこととしました。また、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、総括的に協議する場や課題に応じた専門的な検討を行うため、外部委員を含む港区子ども・子育て会議や港区要保護児童等対策地域協議会を活用して、青少年に関する課題に対応していくこととしました。これらを踏まえ、協議会を廃止することとします。

## 【条例の内容】

港区青少年問題協議会条例を廃止します。

## 【施行期日】

令和7年4月1日

**議案第63号・第64号  
令和6年度補正予算**

**【企画経営部財政課】**

議案第63号  
令和6年度港区一般会計補正予算（第3号）

議案第64号  
令和6年度港区介護保険会計補正予算（第1号）

**議案第65号～第68号  
令和5年度歳入歳出決算**

**【会計室】**

議案第65号  
令和5年度港区一般会計歳入歳出決算

議案第66号  
令和5年度港区国民健康保険事業会計歳入歳出決算

議案第67号  
令和5年度港区後期高齢者医療会計歳入歳出決算

議案第68号  
令和5年度港区介護保険会計歳入歳出決算

## 工事請負契約の承認について（東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事）

本案は、東麻布一・二丁目地区電線共同溝整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

## 【工事内容】

- |        |  |           |
|--------|--|-----------|
| ○工事の規模 | 工事区間長  | 376.35m   |
|        | 管路部 <sup>※1</sup>  | 6,704.60m |
|        | 特殊部 <sup>※2</sup>  | 16か所      |
|        | 柱状型機器用支持柱 <sup>※3</sup>  | 10本       |
| ○工事場所  | 港区東麻布一丁目7番先から港区東麻布二丁目29番先まで(特別区道第942号線及び第956号線並びに港区立東麻布保育園敷地内) |           |
| ○概要    | 電線類地中化の一環として、電線共同溝整備工事 <sup>※4</sup> を実施します。                   |           |

- ※1 管路部とは、電力や通信用のケーブルを収容するための管をいいます。  
 ※2 特殊部とは、地中のケーブルの維持管理等に使用する箱状の設備をいいます。  
 ※3 柱状型機器とは、地上に機器を設置できない場合に支持柱上部に設ける小型の変圧器をいいます。  
 ※4 電線共同溝整備工事とは、管路部及び特殊部を道路下に埋設する工事をいいます。

## 【契約の概要】

- |         |                                |
|---------|--------------------------------|
| ○契約方法   | 制限を付した一般競争入札による契約              |
| ○契約金額   | 5億820万円                        |
| ○工期     | 契約締結の日の翌日から令和9年3月5日まで          |
| ○契約の相手方 | 港区白金台五丁目22番12号<br>前田道路株式会社東京支店 |

## 【現況写真】



## 【工事場所】



工事請負契約の承認について（竹芝橋改修工事）

本案は、<sup>たけしばし</sup>竹芝橋改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 橋りょう延長 40m  
 塗装面積 2,214㎡  
 補修工 一式
- 工事場所 港区芝浦一丁目6番先から  
 港区芝浦二丁目1番先まで
- 概要 ポリ塩化ビフェニル（PCB）  
 を含有している橋りょう塗装の  
 塗り替え、舗装の打換え等の改  
 修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 3億8,842万1,000円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年3月20日まで
- 契約の相手方 江東区南砂二丁目2番17号  
 化工建設株式会社東京支店

【現況写真】



工事請負契約の承認について（港区役所庁舎無停電電源設備等改修工事）

本案は、港区役所庁舎無停電電源設備等改修工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 無停電電源設備改修工事  
中央監視制御設備改修工事
- 工事場所 港区芝公園一丁目5番25号
- 概要 港区役所庁舎（行政棟）において、耐用年数が経過した無停電電源設備の改修工事及び中央監視制御設備の改修工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 4億9,687万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで
- 契約の相手方 港区六本木七丁目6番2号  
岸野電気株式会社

【現況（無停電電源設備）】



物品の購入について（福祉総合システム用ソフトウェア）

本案は、福祉総合システム用ソフトウェアを購入するものです。

【内容】

- 購入の目的 行政情報システム標準化対応のための福祉総合システムの更新
- 購入品目 福祉総合システム用ソフトウェア 一式
- 及び数量
- 概要 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、区の行政情報システムを国が定める全国共通の標準仕様書に適合させることが義務付けられたことに伴い、福祉総合システムの更新に当たって必要なソフトウェアを購入します。

【契約の概要】

- 契約方法 随意契約
- 購入予定価格 4,484万7,000円
- 購入の相手方 港区芝五丁目7番1号  
日本電気株式会社首都圏支社

## 物品の購入について（福祉避難所用間仕切りテント等）

本案は、福祉避難所用間仕切りテント等を購入するものです。

## 【内容】

- 購入の目的 福祉避難所における生活環境向上のための間仕切りテント等の購入
- 購入品目 間仕切りテント 493張
- 及び数量 段ボールベッド 141台
- 寝袋 133枚
- 自動ラップ式トイレ※ 27台
- 発電機 19台
- 概要 福祉避難所における避難生活の環境向上のため、間仕切りテント等の備蓄物資を購入します。

※自動ラップ式トイレとは、水を使わずに熱圧着によって1回ごとに排泄物を個包装で密封する電動のトイレをいいます。

## 【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 購入予定価格 3,717万2,410円
- 購入の相手方 葛飾区金町二丁目8番20号  
社会福祉法人東京コロニー東京コロニー

※法人名：社会福祉法人東京コロニー  
支店名：東京コロニー



## 指定管理者の指定について（港区立本芝公園等）

本案は、芝地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立本芝公園	港区芝四丁目15番1号
港区立イタリア公園	港区東新橋一丁目10番20号
港区立桜田公園	港区新橋三丁目16番15号
港区立塩釜公園	港区新橋五丁目19番7号
港区立南桜公園	港区西新橋二丁目10番13号
港区立芝公園	港区芝公園四丁目8番4号
港区立江戸見坂公園	港区虎ノ門二丁目10番2号
港区立金杉橋児童遊園	港区芝一丁目1番26号
港区立芝新堀町児童遊園	港区芝二丁目12番3号
港区立松本町児童遊園	港区芝三丁目12番19号
港区立芝五丁目児童遊園	港区芝五丁目18番4号
港区立三田小山町児童遊園	港区三田一丁目5番16号
港区立三田二丁目児童遊園	港区三田二丁目10番7号
港区立三田綱町児童遊園	港区三田二丁目19番11号
港区立浜松町四丁目児童遊園	港区浜松町二丁目13番3号
港区立芝大門二丁目児童遊園	港区芝大門二丁目13番9号
港区立虎ノ門三丁目児童遊園	港区虎ノ門三丁目8番11号
港区立西久保巴町児童遊園	港区虎ノ門三丁目18番18号

○指定管理者 港区三田四丁目7番27号株式会社日比谷アメニス内  
アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

(代表団体) 株式会社日比谷アメニス

(構成団体) 株式会社日比谷花壇

(構成団体) 株式会社ケイミックス

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ

(代表団体) 株式会社日比谷アメニス

(構成団体) 株式会社ケイミックス

(構成団体) 株式会社日比谷花壇

## 指定管理者の指定について（港区立亀塚公園等）

本案は、高輪地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立亀塚公園	港区三田四丁目16番20号
港区立三田台公園	港区三田四丁目17番28号
港区立高松くすのき公園	港区高輪一丁目5番44号
港区立高輪森の公園	港区高輪三丁目13番21号
港区立高輪公園	港区高輪三丁目18番18号
港区立白金公園	港区白金三丁目1番16号
港区立豊岡町児童遊園	港区三田五丁目11番6号
港区立三田松坂児童遊園	港区三田五丁目16番8号
港区立松ヶ丘児童遊園	港区高輪一丁目11番1号
港区立高松児童遊園	港区高輪一丁目15番22号
港区立二本榎児童遊園	港区高輪一丁目25番11号
港区立泉岳寺前児童遊園	港区高輪二丁目15番37号
港区立西町つなぐ児童遊園	港区高輪三丁目5番5号
港区立高輪南町児童遊園	港区高輪四丁目24番36号
港区立古川さくら児童遊園	港区白金一丁目2番4号
港区立白金志田町児童遊園	港区白金一丁目12番16号
港区立白高児童遊園	港区白金一丁目17番4号
港区立白金一丁目児童遊園	港区白金一丁目25番3号
港区立四の橋通児童遊園	港区白金三丁目22番7号
港区立三光児童遊園	港区白金五丁目12番5号
港区立雷神山児童遊園	港区白金六丁目5番10号
港区立奥三光児童遊園	港区白金六丁目22番14号
港区立白金児童遊園	港区白金台二丁目24番3号
港区立白金台四丁目児童遊園	港区白金台四丁目4番14号
港区立白台児童遊園	港区白金台四丁目7番6号
港区立白金台どんぐり児童遊園	港区白金台五丁目19番1号

○指定管理者 港区芝一丁目12番7号株式会社グリーンバル内  
グリーンバル・ケイミックスグループ

(代表団体) 株式会社グリーバル  
(構成団体) 株式会社ケイミックス

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**【現在の指定管理者】**

株式会社グリーバル

**議案第76号**

**【芝浦港南地区総合支所管理課】**

**指定管理者の指定について（港区立伝統文化交流館）**

本案は、伝統文化交流館の指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

○対象施設

名 称	位 置
港区立伝統文化交流館	港区芝浦一丁目11番15号

○指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内  
伝統文化交流館運営共同事業体  
(代表団体) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団  
(構成団体) 大星ビル管理株式会社

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

**【現在の指定管理者】**

伝統文化交流館運営共同事業体  
(代表団体) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団  
(構成団体) 株式会社小学館集英社プロダクション  
(構成団体) 大星ビル管理株式会社

## 指定管理者の指定について（港区立介護予防総合センター）

本案は、介護予防総合センターの指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立介護予防総合センター	港区芝浦一丁目16番1号

○指定管理者 中央区新川一丁目21番2号  
セントラルスポーツ株式会社

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

セントラルスポーツ株式会社

## 指定管理者の指定について（港区立しばうら保育園等）

本案は、しばうら保育園等の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立しばうら保育園	港区芝浦三丁目1番16号
港区立しばうら保育園分園	港区芝浦一丁目16番1号

- 指定管理者 千代田区神田神保町二丁目20番地株式会社小学館アカデミー内  
小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ  
（代表団体） 株式会社小学館アカデミー  
（構成団体） 太平ビルサービス株式会社

- 指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

- 小学館アカデミー・太平ビルサービス共同事業グループ  
（代表団体） 株式会社小学館アカデミー  
（構成団体） 太平ビルサービス株式会社

## 指定管理者の指定について（港区立麻布子ども中高生プラザ）

本案は、麻布子ども中高生プラザの指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立麻布子ども中高生プラザ	港区南麻布四丁目6番7号

○指定管理者 千代田区四番町2番地12  
公益財団法人児童育成協会

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

公益財団法人児童育成協会

## 指定管理者の指定について（港区立障害者グループホーム南青山）

本案は、障害者グループホーム南青山の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立障害者グループホーム南青山	港区南青山二丁目6番3号

○指定管理者 世田谷区鎌田三丁目16番6号  
社会福祉法人大三島育徳会

○指定の期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

※令和7年4月1日に新たに開設する施設です。

## 指定管理者の指定について（港区立箱根ニコニコ高原学園）

本案は、箱根ニコニコ高原学園の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立箱根ニコニコ高原学園	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原502番地

○指定管理者 新宿区西新宿三丁目2番26号  
F u n S p a c e 株式会社

○指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

F u n S p a c e 株式会社



## 指定管理者の指定について（港区立みなと科学館）

本案は、みなと科学館の指定管理者を指定するものです。

## 【内容】

## ○対象施設

名 称	位 置
港区立みなと科学館	港区虎ノ門三丁目6番9号

- 指定管理者 千代田区紀尾井町3番23号株式会社トータルメディア開発研究所  
内  
トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ  
(代表団体) 株式会社トータルメディア開発研究所  
(構成団体) 株式会社東急コミュニティー

- 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## 【現在の指定管理者】

- トータルメディア・東急コミュニティーみなと科学館運営グループ  
(代表団体) 株式会社トータルメディア開発研究所  
(構成団体) 株式会社東急コミュニティー